

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和6年4月23日

情報連絡事項

頁

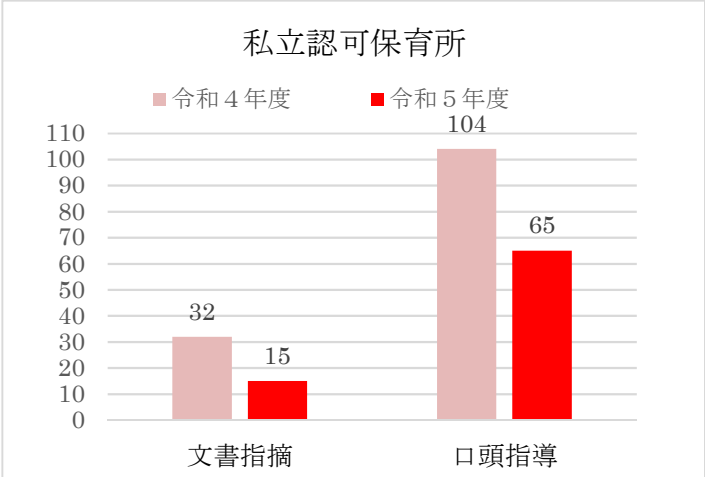
(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・ 2
- (2) 保育施設見学予約システムの実証実験の参加について・・・・・・・・・・ 6

( 教育委員会 )

<p>件名</p>	<p><b>私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について</b></p>																									
<p>所管部課名</p>	<p>子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課</p>																									
<p>内容</p>	<p>私立認可保育所に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p><b>1 検査の概要</b></p> <table border="1" data-bbox="419 703 1334 1249"> <tr> <td colspan="2">実施期間</td> <td>8月28日（月） ～12月13日（水）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施施設数 [2年に1回検査実施]</td> <td>56施設 (全113施設中)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文書指摘</td> <td>指摘件数</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口頭指導</td> <td>指導件数</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]</td> <td>24件</td> </tr> </table> <p>◎ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項 ◎ 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用 ※ 改善確認中の施設へは必要な書類の提出を求めるとともに、今後の巡回訪問等現地訪問の機会に確認を行う。</p> <p><b>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</b></p>  <table border="1" data-bbox="419 1603 1126 2078"> <caption>私立認可保育所</caption> <thead> <tr> <th>指導種別</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>32</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>104</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間		8月28日（月） ～12月13日（水）	実施施設数 [2年に1回検査実施]		56施設 (全113施設中)	文書指摘	指摘件数	15件	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	11件	口頭指導	指導件数	65件	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	24件	指導種別	令和4年度	令和5年度	文書指摘	32	15	口頭指導	104	65
実施期間		8月28日（月） ～12月13日（水）																								
実施施設数 [2年に1回検査実施]		56施設 (全113施設中)																								
文書指摘	指摘件数	15件																								
	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	11件																								
口頭指導	指導件数	65件																								
	改善確認済み ※ [令和6年2月末日時点]	24件																								
指導種別	令和4年度	令和5年度																								
文書指摘	32	15																								
口頭指導	104	65																								

### **3 検査結果の分析**

検査対象施設数は56施設で令和4年度（59施設）とほぼ同じだが、文書指摘は昨年度の半分以下、口頭指導は約6割と減少した。以下により指導検査基準の内容が浸透したこと、指導の改善が進んだことが結果につながったと考えられる。

ア 各施設が区指導検査受検を2回目、3回目と回数を重ねてきたこと

イ 各施設の園長が出席する私立園長会において、検査結果及び改善方法の資料を作成して説明を行うとともに、検査実施前に指導検査基準表の改定箇所について説明を行ったこと

### **4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細は次頁以降参照）**

### **5 今後の方針**

（1）巡回訪問等、現地訪問の機会に改善状況を確認するとともに指導・支援の強化を図る。

（2）文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上で公表する。

## 検査結果と改善への対応（認可保育所）

※ 括弧書きは令和4年度件数

文 書 指 摘	<b>1 事故報告が行われていない：6件（10件）</b>
	➡ 施設長が報告対象事故の認識が不十分のため、区への報告が行われていなかった。事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、所管課が発出している報告対象の事故について記載された通知を全職員に周知し、当該施設の事故対応マニュアルに区への報告を追記するよう指導した。
	<b>2 前期末支払資金残高の取崩しが不適正である：5件（3件）</b>
	➡ 前期からの繰越剰余金を原資として本部経費へ繰入を行った際、保育所運営費等の運用に係る国通知の理解不足により、繰入上限額を超過してしまった。改めて会計担当者等に対し国通知の説明を行い、当該通知の遵守と超過分の園会計への返戻を指導した。
	<b>3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない：1件（0件）</b>
	➡ 検査当日、職員が保育準備の制作作業を優先して、睡眠中の呼吸を確認しチェック表に記入する等事故防止対策を怠っていた。睡眠中の観察及び記録の意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底し、施設長等が睡眠の状況の巡回等を行い、職員が実践していることを確認するよう指導した。
<b>4 教育・保育施設の自己評価を行っていない：1件（3件）</b>	
➡ 前施設長が失念し、前年度の施設の自己評価が実施されていなかった。「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用等、実施方法の事例及び園内掲示や各家庭配付等保護者への公表の仕方について具体的に指示した。	
<b>5 子ども一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っていない：1件（2件）</b>	
➡ 保育者が子どもを見下ろしながら威圧的な態度で注意する等、行き過ぎた対応が確認された。検査当日、施設長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取組や職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。	
<b>6 子どもの事故防止に配慮していない：1件（0件）</b>	
➡ プール遊びの際は専任の監視者を立てていたが、水遊びの際は、専任の監視者が立てられていなかった。水を溜める水遊びでは、溺水等のリスクがあることからプール遊び同様に専任の監視者を立てる必要があるため、水遊び・プール遊びのマニュアルにその旨追記し、全職員に周知徹底を行うことを指導した。	

<p><b>1 職員配置に関する申請内容が一部不適正である：14件（16件）</b></p>
<p>➡ 職員の退職や異動、長期の休暇等により、職員配置状況に変更があった際の区への届出が施設側の失念等により漏れ、人件費等運営費の返還が生じた。改めて服務担当者等に対し職員配置基準を説明し、施設所管課より運営費の返還を指導した。</p>
<p><b>2 新入園児の乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：10件（25件）</b></p>
<p>➡ 施設長による職員への周知徹底がされておらず、入園当初に横向きで寝ている記録が確認された。子どもの家庭での生活や就寝時間、発達の状態など一人一人の状況を把握できるまでの間（新入園児等）は、必ず仰向けに寝かせることを施設全体で取り組むよう指導した。</p>
<p><b>3 地域の子育て家庭に対して援助を行っていない：5件（17件）</b></p>
<p>➡ コロナ禍において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援が行われていなかった。電話による育児相談、SNSによる離乳食調理講座の配信等、様々な取組の事例を具体的に伝え、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。</p>
<p><b>4 事故防止及び事故発生時対応のためのマニュアルが一部未作成：5件（5件）</b></p>
<p>➡ 施設運営法人や施設長が備えるべきマニュアルの必要性を十分理解しておらず、事故防止のために策定すべきマニュアルや不審者マニュアルなど一部に未作成のものがあつた。基本のマニュアルを作成し、全職員で共通認識のもとに保育を実践し、子どもの安全確保に取り組むよう指導した。</p>
<p><b>5 決算書類に軽微な瑕疵があつた：4件（4件）</b></p>
<p>➡ 職員のケアレスミス等により、小口現金出納帳等と領収書等証憑書類の金額に相違している箇所があつた。各種帳簿の作成にあたっては、証憑書類等との突合を漏れなく行い、相違が出ないように指導した。</p>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p><b>1 保育施設見学予約システムの実証実験の参加について</b></p> <p>所管課 【保育・入園課、ICT戦略推進担当課】</p>	<p><b>1 概要</b></p> <p>こども家庭庁は、保護者の保活に係る負担を軽減し、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活がワンストップで完結できるよう整備を進めている。</p> <p>その一つとして、保育入所申請前に保護者が施設見学予約をオンラインでできるサービスを東京都が実証実験する。足立区として実証実験への参加に向けて調整していく。</p> <p><b>2 参加予定保育施設</b></p> <p>認可保育施設30園の参加を想定</p> <p><b>3 課題</b></p> <p>募集期間が短いため、私立認可保育施設の実験参加希望施設を早急に調査する必要がある。</p>	<p><b>【スケジュール】</b></p> <p>令和6年3月22日実施済 都説明会 令和6年5月 参加決定 令和6年10月 実証実験開始</p>	